

## 理 由

地区計画を予定している富田林市中野町西二丁目内の計画地は、平成25年度に時点修正を行った「富田林市都市計画マスタープラン(平成19年度改訂)」の土地利用方針における「土地利用調整エリア」であり、かつ「第4次富田林市総合計画」の土地利用構想では「市街地ゾーン」として位置づけている地区である。

総合計画では、この「市街地ゾーン」について、未形成の地域については、周辺の土地利用など開発の適正度を常に考慮しながら面的整備を促進し、良好な生活環境の整った市街地整備を図るものとしている。

また、計画地周辺は近年、農地以外の土地利用が見受けられるようになっている。

このようなことから、周辺の住環境及び営農環境等との調和にできる限り配慮した商業地として計画的な市街地形成を図るため、地区計画を決定しようとするものである。